

## 令和4年度 健康保険組合連合会 事業計画【概要】

### 【事業計画の基本方針】

会員組合の財政は、高齢者医療への拠出金の増加と支え手である現役世代の減少により、極めて厳しい状況が続いている。健保組合事業の安定運営、持続性確保には現役世代の過重な負担の解消をはじめとする制度改革が不可欠である。

こうした状況にあって、昨年度に決定された全世代型社会保障の改革は、いまだ不十分な内容であり、特に、団塊の世代が後期高齢者に移行し始める令和4年度(2022年度)から、すべて後期高齢者となる7年度(2025年度)にかけて、高齢者医療への拠出金が急増するという構造的な問題は依然、残されたままである。また、コロナ禍に伴う受診控え等による保険給付費の減は一時的な現象となり、将来にわたり皆保険制度を維持するためには、“次なる改革”に早期に着手することが必要である。

他方、健保組合は皆保険制度を中核として支える保険者として、事業主との連携、加入者との距離の近さを生かして、保険者機能をより一層発揮し、コロボヘルスや社会の多様性に対応した保健事業の推進、健康寿命の延伸につながる取り組みを進めることが求められている。

こうした状況認識のもと、令和4年度の実業計画は、昨年10月に取りまとめた健保組合・健保連の提言「安全・安心な医療と国民皆保険制度の維持に向けて」を柱に据え、次なる改革の実現に向けた事業を展開する。

また、健保組合の財政運営の安定化や、保険者機能がより発揮できる健保組合方式の維持・発展に資する各種財政支援の継続・拡充を求めていくとともに、健保組合の存在価値をさらに高めるための会員組合への支援の強化・充実を目指す。医療保険制度の持続安定性に資する中長期的な健保組合のあり方についての検討も継続していく。

なお、会員組合への支援については、4年度もコロナ禍による事業運営への影響を現時点で予測することは難しく、ウェブ研修やリモート会議、テレワーク等可能な限りの要素は勘案するものの、対面による会議、協議の必要性・重要性を考慮し、事業全体の概要は3年度に準じることとする。

また、引き続き、交付金交付事業に関する検討、新型コロナウイルスなどの感染症拡大や自然災害等に対応した会員組合へのサービスを維持するための健保連のBCP(事業継続計画)策定を検討する。なお、BCP策定については、臨時総会において決定された健保連本部施設再構築の方向性との整合性を図りつつ、取り組むこととする。

### 【最重点事業項目】

事業項目	事業内容
1. 次なる改革に向けた健保組合・健保連の主張実現活動の継続	(1) 「安全・安心な医療と皆保険制度の維持に向けて」の実現に向けた要請活動等の展開 (2) 外来医療、入院医療の機能分化・連携の強化、保険給付範囲の見直し等に向けた対応 (3) 支払基金の抜本改革へ向けた対応
2. 優れた保険者機能を発揮できる健保組合方式の維持・発展に向けた支援策の推進	(1) 生活習慣病予防事業への支援および第4期特定健診・特定保健指導見直しへの対応 (2) 健保組合の「レセプト管理・分析システム」を共通基盤とした、データヘルス計画およびコロボヘルスのための健診・医療費分析の支援 (3) 健保組合が果たしている価値の向上に向けた役職員のスキルアップを目的とする事業の実施 (4) 健康保険組合のあり方についての検討 (5) 政策活動等に資する調査の実施
3. 事業の検討・見直し	(1) 交付金交付事業の課題についての検討 (2) 健保連のBCP(事業継続計画)の策定と展開

### 【主な継続的事業項目等】

事業項目	事業内容	担当部
1. 医療費適正化対策の推進	(1) レセプト点検事業の効率的実施の支援 (2) オンライン再審査等請求の推進 (3) 療養費の適正化対策の推進 (4) ジェネリック医薬品の使用促進 (5) 支払基金における審査業務の充実・強化、コスト削減および手数料協議	政策部 組合サポート部
2. 診療報酬・介護報酬の適正化の推進と効率的・効果的な医療体制の構築に向けた活動	(1) 中医協等における意見表明 (2) レセプト分析の推進 (3) 地域医療構想調整会議等の健保組合委員の活動支援 (4) 介護給付費分科会における意見表明 (5) 次期介護保険事業計画に向けた制度見直しへの対応(介護保険部会における意見表明)	政策部
3. 保健事業関連施策の推進	(1) データヘルス・共同保健事業の推進に向けた健保組合・都道府県連合会への支援 (2) 健康づくり関連施策の共同・連携実施 (3) 保健師等専門職・健保組合役職員に対する研修会の開催および関連教材の提供	組合サポート部
4. 健保組合・健保連に関する情報の発信	(1) 訴求対象に合わせたメディアによる広報活動の展開 (2) 機関紙誌の発行 (3) マスコミなどへの対応	政策部 組合サポート部
5. 調査研究事業、各種刊行物の発行等および基本統計調査の実施	(1) 医療制度改革等に対応した調査研究事業の実施 (2) 健保組合の財政運営等に関する基本統計調査の実施 (3) 加入者の健康・医療に関する基本統計調査の実施	政策部
6. 交付金交付事業と円滑な組合事業運営の支援	(1) 令和4年度の交付金交付事業 (2) 交付金交付事業の的確な運用 (3) 組合運営サポート事業の実施 (4) 円滑な組合事業運営に向けた支援(各種研修会の実施、相談対応等)	組合サポート部
7. ICT化に関する対応	(1) オンライン資格確認等システムの運用及び同システムの基盤を活用した国のICT施策への対応 (2) 健保組合における電子申請受理業務へのサポート	政策部
8. 組織強化の推進と効率的な事業運営	(1) 健康保険組合全国大会の開催 (2) 本部既存事業の見直しと事業運営の効率化 (3) 健保連本部・支部の連携による組織活動の強化 (4) 都道府県連合会助成金等による支部への支援強化 (5) 情報セキュリティ管理体制の円滑な運営 (6) クラウドサービス等を活用した健保連ネットワークの拡張 (7) 本部職員の資質向上と人材の育成 (8) 監事による監査の指摘事項への確実な対応 (9) 健保連本部施設再構築に関する対応 (10) その他	総務部

**【最重点事業項目】****1. 次なる改革に向けた健保組合・健保連の主張実現活動の継続****(1) 「安全・安心な医療と皆保険制度の維持に向けて」の実現に向けた要請活動等の展開**

国民皆保険制度が危機的な状況に直面するなか、今後のさらなる改革実現を目指し、組織を挙げて主張、要請活動を強化すべく、令和3年10月に健保組合・健保連の提言として「安全・安心な医療と国民皆保険制度の維持に向けて」を取りまとめた。

とりまとめにあたっては、常任理事会（要求実現対策本部）のもとに要求実現対策チームを設置して検討を進め、さらには主要テーマごとに検討グループを編成し、集中審議を行った。

提言内容は、①コロナ禍を通じて明らかになった課題と対応、②社会情勢の変化に応じた課題と対応、③健保組合の価値向上へ取り組む課題と対応—の構成で取りまとめ、10月19日の全国大会決議に盛り込むとともに、同日の記者会見で公表し、要請活動等に活用した。

**①コロナ禍を通じて明らかになった課題と対応**

今般のコロナ禍を通じ、入院・外来ともに医療提供体制の硬直性・脆弱性、医療資源の散財等の諸問題が顕在化した。さらにコロナの検査・診療の混乱等から、医療に対する国民の不安が高まるなか、「安全・安心」で「必要な時に必要な医療にアクセスできる」体制を堅持することが最も重要である。

そのためには、「対応の方向性」として、国民が身近で信頼できる「かかりつけ医」の推進と、外来の機能分化・連携、強化を図る「かかりつけ医制度」の構築が必要である。令和4年度においては、国の検討会でかかりつけ医機能についての審議が予定されている。このため、健保連における検討を2ステップに分け、まずは、かかりつけ医の要件（機能）の法令等での明確化、国民への情報提供・開示の強化等必要な環境整備を進めるべき等と提言し、その実行を求めていく。

また、入院医療体制の強化のため地域医療構想の着実な推進、医療の重点化・効率化のため保険給付範囲の見直し、フォーミュラリの普及、リフィル処方導入等についても引き続き主張していく。

**②社会情勢の変化に応じた課題と対応**

国民皆保険制度の持続可能性を高めるためには、医療費そのものの増加を抑制するとともに、現役世代に過度に依存する制度から全世代で支え合う制度への転換が必要である。その際、近年の高齢者像の変化、高齢者の就労率の上昇等の社会情勢の変化を考慮しつつ、世代間の給付と負担のアンバランスを是正し、現役世代の負担軽減を図ることが喫緊の課題である。具体的な対応の方向性として、以下の事項を掲げ、その実現を求める。

**1) 医療の重点化・効率化**

- ・ 医療費適正化計画の取り組みの強化（地域差是正、医療費が見込みを上回る場合の対

応、保険者協議会の関与強化等)

- ・市販品類似薬の保険給付範囲からの除外または給付率の見直し、フォーミュラリの普及・リフィル処方 of 早期導入等

## 2) 人口構造の変化を踏まえた全世代で支える制度の構築

- ・後期高齢者の保険料負担割合（現行＝給付費の 11%）の見直し（後期高齢者と現役世代の負担の伸びの均衡を図る）
- ・後期高齢者の窓口負担の原則 2 割（一定以上所得者の 2 割負担の早期実施、低所得者を除いて原則 2 割負担の検討を継続）
- ・現役並み所得者の対象範囲拡大と現役並み所得者の給付費への公費投入

## 3) 社会保険の保険原理が適正に機能するしくみ

- ・高齢者医療への拠出金負担の上限設定、前期高齢者財政調整の見直し（変動抑制、計算式見直し等）
- ・拠出金負担の見える化（全面総報酬割となった後期高齢者支援金、介護納付金のための保険料率を国が審議会の意見を聞いて定めるよう見直す）
- ・社会保障のための財源確保等の検討（税財源の確保、年金控除や非課税年金の見直し）

このほか、金融資産も勘案した高齢者の自己負担割合の判定の検討、介護保険制度の給付と負担の見直し、前期高齢者と介護保険制度の年齢区分の 65 歳から 70 歳への引き上げ等についても検討していく。

## ③健保組合の価値向上へ取り組む課題と対応

社会情勢の変化や人生 100 年時代において、健保組合に求められる役割もますます多岐かつ多様化していることから、特定健診・特定保健指導のみならず生活習慣病予防事業の一層の推進に向け、国が推進するパーソナルヘルスレコード（PHR）の円滑な運用を厚労省等関係機関と連携して支援し、データヘルスの基盤となる健診データの深化を図るとともに、データヘルス・ポータルサイトに蓄積された各種データを集約・分析し、コラボヘルスやポピュレーションアプローチ等の有用性を健保組合へフィードバックすることで、保健事業の円滑運営を支援し健保組合の価値向上に努める。

また、データヘルス関連施策のさらなる推進により、健康寿命の延伸に貢献するとともに、政府の骨太方針・未来投資戦略が掲げる「健康経営の取り組み強化、予防・健康づくり（コラボヘルス）の推進」を引き続き先導していく。

これらの情報は都道府県連合会とも共有し、組合運営サポート事業とも連携を図ることで、健保組合の保健事業の基盤強化ならびに価値向上につなげる。事業の実施にあたっては、財政的・人的課題解決に向け、効率的・効果的な共同保健事業が推進されるよう、健康開発共同事業助成金（推進枠）の活用により都道府県連合会の共同事業を側面的に支援する。

また、健保組合の価値向上や価値を支える組織基盤の強化が一層求められていることか

ら、各種研修会を通じて健保組合役職員および医療専門職のレベルアップを図るとともに、社会環境の変化に対応した取り組みも視野に入れ、「女性特有の健康課題」、「ロコモティブシンドローム」等といった就労構成の変化に対応した新たな視点の保健事業支援策についても検討する。

#### ④効果的な要請活動の展開

令和4年度は、前述の「新たな提言」の実現を目指した活動を展開するとともに、拠出金負担の負担軽減、コロナ禍の影響による保険料の減収などで財政がひっ迫した健保組合の財政支援や4年10月からの短時間労働者の適用拡大の影響把握など、健保組合財政の安定化と医療保険制度の持続可能性を高める施策についてもその実現を求めていかなければならない。このため、健保連本部と都道府県連合会の連携をさらに深め、より効果的な要請活動を展開する。

特に国政に対しては、次期制度改革への健保組合・健保連の主張反映に向けて、自民党・国民皆保険を守る国会議員連盟や公明党との健保組合懇話会、野党との勉強会等これまで築いてきた協議の場を最大限活用し、引き続き、波動的・重点的な要請行動を積極的かつ的確に行うとともに、健保組合に対する必要な支援を得るためのアピールの展開方法等について検討、実施する。

#### (2) 外来医療、入院医療の機能分化・連携の強化、保険給付範囲の見直し等に向けた対応

国民が身近で信頼できる「かかりつけ医」の推進や地域医療構想の着実な推進、さらには保険給付範囲の見直し・薬剤費の伸びの抑制など医療の重点化・効率化については、令和3年10月に公表した健保組合・健保連の提言（以下、提言という）に沿って、各テーマを検討課題としている国の審議会・検討会において継続的に主張を展開する。

まず、「かかりつけ医」の推進に向けては、令和3年度に実施される「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業」の結果等を踏まえ、令和4年度の厚生労働省の検討会においてかかりつけ医機能のあり方が議論される見通しとなっている。このような国の検討の場を通じて提言に沿った主張を展開し、「かかりつけ医」の明確化や国民への可視化を求める。なお、「かかりつけ医」制度の構築に向けた意見表明に関しては、令和4年度の検討状況に応じて主張を発信していく。

急性期病床の集約・強化など地域医療構想の着実な推進については、構想の目標年である令和7年を見据え、今後、厚生労働省の「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」で、各地域における検討・取り組み状況の実態調査結果を踏まえた支援・推進策が検討される予定であることから、こうした検討の場において提言に沿った意見表明を行う。

また、第4期（2024～2029）医療費適正化計画の策定に向けて、各都道府県の医療費適正化計画と地域医療構想の関係整理が社会保障審議会医療保険部会における検討の論点に挙がっており、これに対しては、医療の効率化・適正化の取り組みを強化していく観点

から両者の関係の明確化とともに計画の進捗状況や結果の公開、さらには未達成の場合の対応の明確化を求める。

なお、これまで継続して主張してきた市販品類似薬の保険給付範囲からの除外または給付率の見直しやフォーミュラリの普及・リフィル処方 of 早期導入については、令和4年度診療報酬改定の結果を踏まえつつ、提言やこれまでの政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究の結果に沿った主張を今後も発信し、その実現を目指す。

### (3) 支払基金の抜本改革へ向けた対応

支払基金改革については、医療費適正化の推進のため重要な改革であることから、平成29年7月に公表された「支払基金業務効率化・高度化計画」および令和元年5月15日に成立した改正支払基金法等に基づいた確実な実施を求める。特に2年3月に公表された「審査事務集約化計画工程表」に沿い、健保組合の負担軽減に向け、抜本的な組織・業務体制の合理化・効率化、審査の強化・充実を進め、改革の効果を最大限示すよう働きかける。

令和4年度に関しては、3年9月に稼働開始した審査支払新システムを通じ、審査結果の支部間格差の是正・審査基準の統一に向けた具体的な動きを促進すべく、保険者として適正に進むよう協議していく。また、4年度の導入が延期された手数料の階層化は保険者の負担増とならない形での実現を目指し、5年度導入に向け協議を進める。協議にあたっては協会けんぽと連携を図ることとする。

## 2. 優れた保険者機能を発揮できる健保組合方式の維持・発展に向けた支援策の推進

### (1) 生活習慣病予防事業への支援および第4期特定健診・特定保健指導見直しへの対応

健保組合における生活習慣病予防事業の一層の推進（特定健診・特定保健指導のみならず、40歳未満の若年層への対応）を図るため、国が推進するパーソナルヘルスレコード（PHR）の円滑運用に向け厚労省と連携し支援を行う。

また、コロナ禍を機に導入されたICT保健指導や特定保健指導モデル実施など、社会環境の変化に機動的に対応可能な保健指導を積極的に展開し、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向け、引き続き支援する。

なお、これらの取り組みとその事業実施にあたっては、都道府県連合会と協働するとともに共同設置保健師等専門職を積極的に活用する。

第4期見直しに向けては、厚生労働省等関係機関と連携し、制度に対する様々な角度からの検証とその結果に基づく見直しを図るとともに、保健指導対象者への柔軟な保健指導の導入を目指し、モデル実施のエビデンスを取りまとめるなど検討を進める。

そのほか、集合契約（A）および（B）の円滑な事業運営と健保組合における一層の活用に向け、契約機関・団体との協調態勢を強化するとともに、保険者協議会の代表保険者である健保組合・都道府県連合会に対して、引き続き契約業務等の支援を行う。

(2) 健保組合の「レセプト管理・分析システム」を共通基盤とした、データヘルス計画  
およびコラボヘルスのための健診・医療費分析の支援

データヘルス計画およびコラボヘルスの円滑な実施・展開に向けて、多種・多様な健康・医療情報の中から、加入者および事業所の「健康課題」を効率的・効果的に抽出するために、「健康課題をみつけるための疾病・健康リスク別分析マニュアル」の活用促進のほか、「事業所の健康課題分析マニュアル」(仮称)等の提供・公開を行い、健保組合の「レセプト管理・分析システム」を活用した健診・医療費分析の簡素化・標準化を図る。

特に、効率的・効果的な「健康課題」の抽出には、他の健保組合との比較が欠かせないことから、各健保組合が形態・業態・規模等から他の健保組合と疾病・健康リスクを比較して分析が行えるよう、引き続き、健保連「医療費分析全体集計データベース」において、健保組合ごとの医療費および特定健診データを収集し、比較分析に必要な「医療費全体集計結果データ」(月次・年次)および「特定健診全体集計結果データ」(年次)を提供する。

あわせて、各組合が直近並びに過年度の医療費並びに特定健診の統計データを常時、活用できるよう、イントラネットの検索システム「医療費分析全体集計システム」において、随時、組合集計データ並びに組合個別データの掲載・更新を行う。

また、同データベースを活用して、以下の調査を実施し、調査結果をイントラネットに順次掲載するとともに、健保組合加入者の健康・医療に関する動向を広く周知するため、ホームページにおいても公表していくこととする。

- ① 医療費の動向
- ② 医療費の上位30疾病
- ③ 後発医薬品の普及状況
- ④ 生活習慣病医療費の動向に関する調査
- ⑤ 特定健診・特定保健指導の実施状況に関する調査
- ⑥ 健診検査値からみた加入者の健康状態に関する調査
- ⑦ 歯科医療費の動向に関する調査
- ⑧ 特定健診の問診回答に関する調査
- ⑨ 新生物(腫瘍)の動向に関する調査
- ⑩ 業態別にみた被保険者の健康状態に関する調査
- ⑪ 健保組合医療費の動向に関する調査
- ⑫ 全国(連合会別・都道府県別)保健医療統計
- ⑬ 季節性疾患の動向に関する調査
- ⑭ 調剤医療費と後発医薬品の使用に関する調査
- ⑮ メンタル系疾患の動向に関する調査

(3) 健保組合が果たしている価値の向上に向けた役職員のスキルアップを目的とする事業の実施

これまで以上に、健保組合が果たしている価値の向上や価値を支える組織基盤の強化が求められていることから、各種研修会・説明会の開催や関連教材の提供を充実させる。

新任の常務理事・事務長および中堅職員・新任職員といった職制・経験年数に応じた研修会を実施するとともに、適宜研修用動画を作成し健保組合に提供することで、健保組合役職員全体へのスキルアップを図る。

また、保健師等専門職を対象としたデータヘルスや特定健診・特定保健指導など実務上のスキルアップ向上を見据えた研修会の実施や関連教材を提供するとともに、レセプト点検、柔整・あはきを含む療養費関連業務について、基礎的知識の習得を目的とした研修により円滑な業務遂行への支援を図る。

研修会等の開催にあたっては、集合形式のみならず、集合形式とオンライン形式の組み合わせや事前動画研修と当日研修の組み合わせなどハイブリッドな形式とすることで、より一層の積極的な参加を促すよう工夫する。

#### (4) 健康保険組合のあり方についての検討

中長期的な健保組のあり方を構想していくための取り組みとして、現在の健保組合の諸課題について調査するとともに、保険者機能の推進、持続可能性の確保等の観点から必要な対策を検討する。

#### (5) 政策活動等に資する調査の実施

政府予算等に関する要望事項の取りまとめ、健保組合に対する各種の情報提供など、各部間の連携・調整を要する業務に対応する。また、状況に応じて、各種の調査を行い、その結果を政策活動等に活用する。

### 3. 事業の検討・見直し

#### (1) 交付金交付事業の課題についての検討

交付金交付事業の課題である▽事業の目的・趣旨、枠組み（法定事業としての位置付け、財源）、▽長期多数回該当組合への交付、▽ヒヤリングのあり方・実施方法、▽サポート事業のあり方・支援の方法・評価一について、令和3年度末の中間整理を踏まえて4年度以降、取りまとめに向けた検討を行う。

#### (2) 健保連のBCP（事業継続計画）の策定と展開

今般のコロナ禍を踏まえ、今後の自然災害や感染症拡大を想定し、非常時においても可能な限り会員組合サービスを維持するため、健保連本部施設再構築も見据えたBCP（事業継続計画）の策定を検討する。あわせて都道府県連合会と連携した対応についても検討する。

## 【主な継続的事業項目等】

### 1. 医療費適正化対策の推進

#### (1) レセプト点検事業の効果的実施の支援

本部および都道府県連合会へのレセプト専任・登録指導員の設置を通じて、健保組合におけるレセプト点検業務を支援する。同指導員等から提供される疑義レセプトを活用し、再審査（容認・原審を含む）情報をイントラネットで提供することにより、健保組合のレセプト点検の充実・強化と効率化を図る。さらに、レセプト専任・登録指導員からの提供事例による情報交換会を実施し、指導員のスキルアップを目指す。

レセプト点検事務研修会は本部主催で開催するとともに、都道府県連合会等が実施するレセプト点検研修会等の取り組みを支援する。研修会の形式は、開催時期等を勘案し、集合およびオンラインなど適切に対応する。

なお、支払基金の審査支払新システムの状況や厚生労働省の健保組合におけるレセプト点検に対する考え方等を踏まえ、必要に応じて健保連が実施しているレセプト点検の支援事業のあり方を検討する。

#### (2) オンライン再審査等請求の推進

令和3年10月4日付「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に示された「大規模保険者における令和3年10月診療分からの保険者の再審査の申出の義務化」は、11月29日付通知においてスケジュールの見直しが行われた。具体的には「大規模保険者から段階的にオンライン化」というスケジュールを見直し「令和4年度中に全ての保険者による再審査申出についてオンラインによるもととする（紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出を除く）」とする取り扱いに変更がされた。いずれにしても今後のオンラインの義務化は免れないため、昨年度に引き続き、オンラインによる再審査等請求の推進に向けた取り組み、紙レセプト削減に向けた活動、健保組合のニーズを踏まえた効率的・効果的なレセプト点検のあり方の検討を継続・強化する。

#### (3) 療養費の適正化対策の推進

社会保障審議会・医療保険部会に設置されている柔整・あはき・治療用装具の各療養費検討専門委員会において、受領委任制度のあり方の見直し、不正請求防止対策、行政による指導監査の強化などに関して意見を表明する。

柔道整復療養費については、▽明細書の義務化、▽不適切な患者の償還払いについて、取り扱いの明確化と令和4年度からの速やかな施行について要請を行うとともに、「不適切な患者」の範囲における「施術が非常に長期にわたり、かつ、頻度が高い施術」については早急にその基準を取りまとめ施行に向けた議論を行うことを主張する。また違法広告のガイドラインを早期に定め、それに基づく罰則強化等の不正対策を受領委任の取扱規程に設けることを求めるとともに、保険者の裁量に基づく受領委任制度への参加について、あはき療養費同様の手続きにより移行できるよう要請を行なっていく。併せて、請



求審査支払のオンライン化および公的関与のある審査支払機関による請求審査支払の実現に向けて検討専門委員会での議論を進めるとともに、健保組合が事務委託している点検事業者の点検について適正化を図っていく。

あはき療養費については、新たに受領委任制度に導入された問題のある患者を償還払いに戻せる仕組み（令和3年7月施行）について過度な受療を抑制するための審査への活用方法等の周知、次回料金改定において行われるあん摩・マッサージ施術への訪問施術制度の導入に向けた議論、不正防止対策、行政による指導監督等が実効性あるものとなるよう要請・活動を続けていく。あわせて、健保組合の審査の強化に資するための必要な情報提供や制度研修等の支援事業を進める。

また治療用装具療養費については、既製品装具の支給基準と価格の明確化についてリスト化ワーキングで検討を行い、早期に検討専門委員会に諮っていくとともに、周知のためのリーフレットを作成し、適正化に努めていく。治療用装具採型法および治療用装具採寸法については実態に合わせた適正な取り扱いを求め、厚生労働省および関係機関等へ働きかけを行っていく。装具の積算を水増しする不正事例が散見されることから、日本義肢協会へ請求内容の照合依頼を行い、健保組合の審査に資する適正化活動を強化する。

なお、活動にあたっては、健保組合からの事例収集や、適切な受療行動の促進を図るとともに、協会けんぽ、国保連・国保中央会等との連携を強化していく。

#### (4) ジェネリック医薬品の使用促進

薬剤費の適正化を推進するため、引き続きジェネリック医薬品の使用促進活動（特に被扶養者の使用率向上）を展開する。健保組合の各種対応を支援すべく、適宜情報提供等を行うとともに、リーフレットやお願いシールの提供等を実施する。

#### (5) 支払基金における審査業務の充実・強化、コスト削減および手数料協議

- ①本会代表の支払基金本部理事および監事を支援するとともに、支払基金の運営状況を把握する。また、支払基金支部運営委員会を健保組合の活動に資する場とするため、各地域の健保組合代表等に対し、本部からの情報提供や各運営委員会における活動状況の情報共有を行う。また今後、支払基金改革による組織の集約化により、審査事務センター（全国14か所設置（分室含む））および審査委員会事務局（審査委員会は従来通り47都道府県に設置）におけるそれぞれの業務の役割分担を明確化し業務効率化を求めていく。
- ②2023年度における審査支払事務手数料協議は、支払基金改革実行による効果額、自助努力による徹底した経費削減と保険者の手数料額の軽減を求める。具体的には、手数料階層化の確実な実行を目的とした、審査支払に係る新システムの稼働状況等の詳細な検証、不合理な差異の解消、再審査請求の原審どおり理由の記載一等について、支払基金および健保組合が一体となり適正化に取り組む環境整備に努める。

## 2. 診療報酬・介護報酬の適正化の推進と効率的・効果的な医療体制の構築に向けた活動

### (1) 中医協等における意見表明

令和4年度の中医協においては、令和4年度診療報酬改定の結果検証や令和5年度薬価改定（いわゆる中間年の薬価改定）に向けた検討が行われる見通しである。

まず、令和4年度改定の結果検証については、令和4年度改定の重点課題の1つに位置付けられた「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」に改定内容がどの程度寄与したのかという視点で結果検証の項目を整理するよう求めている。

次に薬価改定に向けては、国民負担の軽減につなげるため、市場実勢価格に基づく薬価の引き下げのみならず、一定の基準を満たした新薬の薬価維持累積額を同新薬の後発品が上市されたタイミングで控除する仕組みについても、実勢価の即時反映という観点から通常の薬価改定と同様に実施すべきと継続して主張する。

また、令和3年度の中医協では、これまでの医薬品の市場規模を大幅に超える医薬品、具体的には数千億円超の品目を国が承認した場合の対応が、今後の検討課題として提示された。こうした医薬品に対しては、患者に必要な医療を保険診療として迅速に届けることを基本としながら、保険財政への影響も考慮し、費用対効果や対象患者数に応じた適切な薬価が設定できる仕組みを構築すべきとのスタンスで意見表明していく。併せて、給付の重点化を進めるため、医薬品の保険給付範囲の見直しを検討・実施する必要性について、中医協を含めた関係審議会でも継続して主張する。

### (2) レセプト分析の推進

医療の適正化・効率化・標準化をエビデンスに基づいて主張していくため、レセプト保有件数の多い健保組合から提供いただくレセプトデータを基にした「政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究」を継続実施する。

### (3) 地域医療構想調整会議等の健保組合委員の活動支援

令和4年度は、全国の各構想区域の実情に応じて地域医療構想の推進に向けた協議が継続して行われる。このほか、改正医療法に基づき「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」（紹介患者を中心に外来診療を行っている医療機関）の明確化に向けた協議が地域医療構想調整会議の新たな役割として加えられ、厚生労働省は令和5年1月～3月ごろに地域の協議を通じて重点外来を担う医療機関を明確化・公表する見通しを示している。

このような動向を見据え、地域医療構想調整会議の健保組合委員に対し、地域医療構想の推進ならびに重点外来の明確化に向けた協議の参考となる情報を適宜提供する。これに併せて、厚労省が都道府県に参考として提示するとしている重点外来の明確化に向けた協議のガイドラインを踏まえた同省のスタンス、さらには協議における発言の視点の提供を目的とした説明動画を作成・配信する。なお、配信時期に関しては、同ガイドライ

ンの取りまとめ状況などを注視しながら、提供すべきタイミングを見定めたくうえで適切に判断する。

#### (4) 介護給付費分科会における意見表明

団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらに介護サービス需要が一層増大・多様化し、生産年齢人口の減少が進む2040年を見据えると、今後急激な増大が見込まれる介護給付費の適正化や効率的な利用促進が喫緊の課題となっている。

令和3年度介護報酬改定の効果検証等も踏まえながら、次期改定に向けた検討課題の整理、介護サービスの適正化や重点化、限られた財源の中で保険料等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直し、サービス利用者・事業者・保険者にとって分かりやすい報酬体系に向けた見直し等について引き続き意見表明を行う。

#### (5) 次期介護保険事業計画に向けた制度見直しへの対応（介護保険部会における意見表明）

介護保険制度創設から20年が経過し、高齢化の進展や要介護認定者の増加等により、介護給付費は大幅に増加している。保険料水準も大幅に上昇し、今後もさらに増大が見込まれ、負担のあり方や給付の見直しが不可欠な状況となっている。

令和4年度は、介護保険部会において、第9期介護保険事業計画（2024～2026）に向けた制度見直しの議論が進められるため、制度の安定性、持続可能性の確保に向け、負担の公平性や給付の適正化・重点化、現役世代の負担軽減等の観点から、「提言」で掲げた「介護保険制度の給付と負担の見直し」を踏まえ主張していく。

具体的には、利用者負担について低所得者に配慮しつつ原則2割負担とすることや3割負担の対象範囲の拡大に向けた見直し、高齢者の就業率や社会構造の変化を踏まえ第1号被保険者の年齢区分を65歳から70歳へ段階的に引き上げる被保険者範囲の見直し、前回見直しで「引き続き検討」とされた▽多床室の室料負担の見直し、▽居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用者負担の導入、▽軽度者への生活援助サービス等の地域支援事業への移行—など、保険給付範囲の見直しを求めていく。

このほか、介護従事者の処遇改善については、これまで処遇改善加算の拡充など数回の改定が行われてきたが、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置（補助金）を実施し、さらに令和4年10月以降について臨時の介護報酬改定を行って処遇改善を実施していくことが決定された。介護報酬で対応していくことは、利用者負担や保険料負担の増加につながる問題であり、支え手である現役世代の負担が限界にきている中で対応していくためには、より一層の効率化・適正化が不可欠となる。このため、給付と負担のあり方や介護給付費の適正化等について、介護保険部会を含めた関係審議会でも主張していく。

### 3. 保健事業関連施策の推進

#### (1) データヘルス・共同保健事業の推進に向けた健保組合・都道府県連合会への支援

データヘルス・ポータルサイトに蓄積された業態・規模・都道府県別のデータを集約・分析のうえ、事業遂行上の課題等を抽出するとともに、コラボヘルスやポピュレーションアプローチ等基盤整備の有用性を健保組合へフィードバックし、保健事業の円滑運営を支援する。これらの情報は、都道府県連合会とも連携して健保組合の保健事業の基盤強化につなげる。また、データヘルス・ポータルサイトについては、健保組合の意見を反映させる仕組みづくりを厚生労働省等関係機関と進め、利便性の向上を図る。

あわせて、事業推進における財政的・人的課題解決に向け、効率的・効果的な共同保健事業が推進されるよう、健保組合・都道府県連合会の事業を側面的に支援するほか、厚生労働省・経済産業省、スポーツ庁等関係機関の各種施策を踏まえ、健康経営やコラボヘルス遂行上の環境を整備していくとともにヘルスリテラシー向上のための健康教育や広報への支援を実施する。

## (2) 健康づくり関連施策の共同・連携実施

- ①健保組合・都道府県連合会が実施する疾病予防・健康教育等の健康開発共同事業の一層の推進を図るため、同事業助成金「保健事業推進枠」の活用により、複数の連合会による共同事業等、先進的・モデル的な事業の実施を促進する。また、財政状況がひっ迫している健保組合に対して、共同設置保健師等専門職を活用した保健事業支援の方策を組合運営サポート事業と連携のうえ、引き続き実施する。
- ②国のすこやか生活習慣国民運動に連動した「健康強調月間」を健保組合・都道府県連合会とともに、10月に実施する。また、人間ドック契約事業や保養所等共同利用事業など、疾病予防等関連事業を継続実施する。
- ③日本健康会議における「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」達成に向け、ヘルスリテラシー、セルフメディケーション醸成に向けた支援を実施するとともに、引き続き、都道府県連合会、健保組合の健康宣言を支援し、コラボヘルスの推進を図る。
- ④「女性特有の健康課題」、「ロコモティブシンドローム」等の就労構成の変化や社会の多様化に対応した新たな保健事業への支援策を検討する。
- ⑤各種の健康づくり関連施策について、厚生労働省・経済産業省・スポーツ庁等と横断的に連携し推進していく。健康日本21推進全国連絡協議会、次世代ヘルスケア産業協議会、スマートライフプロジェクト、Sport in Lifeプロジェクト、がん対策推進企業アクション等にも引き続き参画する。

## (3) 保健師等専門職・健保組合役職員に対する研修会の開催および関連教材の提供

- ①保健師等専門職や健保組合役職員を対象に、データヘルスや特定健診・特定保健指導など、実務面に着目した保健事業に関する各種研修会を開催する。なお、オンラインの活用により参加者数の拡大を図る。特に、保健師等専門職の研修事業については、職域保健における専門性がより求められていることから、eラーニングの導入、活用等により、スキルアップの向上を図る。

このほか、特定健診・保健指導の有意性を題材とした教材動画等を提供し、健保組合における加入者への意識啓発等を側面支援する。

- ②共同設置保健師に対する支援については、各組合におけるデータヘルス計画への効果検証や保健指導の進め方などについて、情報交換・意見交換会を実施する。また、健保組合・事業所に所属する保健師等（保健師・看護師連絡協議会）の活動を側面から支援する。なお、これらについてはWEB開催等ICT活用により参加者の利便性向上を図る。

#### 4. 健保組合・健保連に関する情報の発信

##### (1) 訴求対象に合わせたメディアによる広報活動の展開

健保組合・健保連の新たな主張「安全・安心な医療と皆保険制度の維持に向けて」の実現に向け、新聞、SNS、ホームページなど訴求対象に合わせたメディアによる広報活動を展開する。

また健康保険法制定100周年を記念した広報事業も、あわせて展開する。

##### (2) 機関紙誌の発行

「すこやか健保」、「健保ニュース」、「健康保険」の3機関紙誌の発行を継続し、健保組合・健保連に関する情報などを広く発信する。

##### (3) マスコミなどへの対応

健保組合・健保連の主張や健保組合の事業への理解促進を図るため、マスコミ各社の論説・解説委員、記者、有識者との意見交換を実施する。このほか、記者会見の開催や取材への協力、プレスリリースなどを通じ報道されることで、健保組合への関心が高まるように取り組む。

#### 5. 調査研究事業、各種刊行物の発行等および基本統計調査の実施

##### (1) 医療制度改革等に対応した調査研究事業の実施

- ①制度改革等における諸課題に対応するため、医療保険制度、医療提供体制、診療報酬体系および健保組合のあり方（保険者機能、保健事業等）などについて、必要な調査研究事業を医療保障総合政策調査会において検討し、適時・適切に実施する。（令和4年度は、▽医療保険制度の将来構想のための調査研究Ⅰ（制度の変遷と将来構想の検討）（継続事業）、▽医療・医療保険制度に関する国民意識調査、▽医療保障総合政策調査・研究基金シンポジウム～健康保険・健康保険組合の将来（仮題）～、▽政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究Ⅵ（継続事業）一を実施予定）。調査研究事業の成果は、健保連の政策に反映させるなど有効に活用するとともに、ホームページに掲載し、健保組合をはじめ広く一般国民、関係各方面に提供する。

- ②諸外国の医療保障制度に関する調査、国際社会保障協会ならびに諸外国の関係団体・研究者との交流、外国からの調査団等の受け入れ、わが国の医療保険制度や介護保険

制度、健保組合の紹介など国際活動に取り組む。また、これらの活動を通じて得られた海外の社会保障、医療保障の動向に関する情報を調査研究に活用するほか、機関誌等を通じて健保組合等に提供する。

③「図表で見る医療保障（仮題）」の編集・発行

各種の基本統計の分析と解説を通じて、医療・医療保険制度の現状や改革の動向等を紹介する健保組合の役職員、社会保険実務担当者向けの基礎テキストとして編集・発行する。令和元年度までは編集は健保連が行い、発行・販売は外部出版社という形をとっていたが、令和4度より編集・発行ともに健保連とする（従来版からのタイトル変更も検討）。また、利便性向上の観点から、書籍刊行とPDFでのデータ提供を交互に行う方向で検討している。

④「健保連海外医療保障」の編集・発行

「健保連海外医療保障」は、医療・介護を中心に諸外国の社会保障制度の動向を紹介し、議員組合、関係団体等に配布する。年2回刊行。

⑤図書室に社会保障を中心とする書籍、統計資料等を整備し、内外の閲覧に供する。

(2) 健保組合の財政運営等に関する基本統計調査の実施

組合財政の動向を把握するため、「予算」・「決算」・「組合管掌健康保険事業状況報告（月報）」・「現勢」・「年齢階級別加入者数」等の各種統計データの収集を行い、データベースを構築するとともに、集計結果を以下の「報告書」として取りまとめ、健保連イントラネット等にて公表する。また、必要に応じて、同データベースを活用し、経済情勢、制度改革等を踏まえた財政影響試算や将来推計を適宜行い、政策立案・提言に反映していく。

①令和4年度予算早期集計結果報告

②令和3年度決算見込集計結果報告

③令和2年度決算概況報告

④健康保険組合の現勢（令和4年3月末現在）

あわせて、各組合が直近ならびに過年度の財政運営に関する統計データを常時、活用できるよう、イントラネットの検索システム「健保組合数値情報」および「組合調査統計」コーナーにおいて、随時、組合集計データならびに組合個別データの掲載・更新を行う。

(3) 加入者の健康・医療に関する基本統計調査の実施

健保組合の健診・医療費分析に資するよう、以下の調査を実施し、調査結果をイントラネットに順次掲載するとともに、健保組合加入者の健康・医療に関する動向を広く周知するため、ホームページにおいても公表していくこととする。

① 医療費の動向

② 医療費の上位30疾病

③ 後発医薬品の普及状況

④ 生活習慣病医療費の動向に関する調査

- ⑤ 特定健診・特定保健指導の実施状況に関する調査
- ⑥ 健診検査値からみた加入者の健康状態に関する調査
- ⑦ 歯科医療費の動向に関する調査
- ⑧ 特定健診の問診回答に関する調査
- ⑨ 新生物（腫瘍）の動向に関する調査
- ⑩ 業態別にみた被保険者の健康状態に関する調査
- ⑪ 健保組合医療費の動向に関する調査
- ⑫ 全国(連合会別・都道府県別)保健医療統計
- ⑬ 季節性疾患の動向に関する調査
- ⑭ 調剤医療費と後発医薬品の使用に関する調査
- ⑮ メンタル系疾患の動向に関する調査

## 6. 交付金交付事業と円滑な組合事業運営の支援

### (1) 令和4年度の交付金交付事業

組合財政支援交付金については、令和元年度以降、大規模組合の解散問題を踏まえ、交付基準の『法定給付費等所要保険料率基準』は97%超を96%超に引き下げ、『保有資産基準』は法定準備金水準未滿を法定準備金水準の150%未滿に引き上げる等の緩和を行うとともに、組合運営サポート事業を実施し、解散抑止や保険者機能・運営基盤の強化を図ってきた。

4年度については、2022年危機や新型コロナウイルスの影響など健保組合を取りまく状況や財政状況等を踏まえ、元年度に緩和した現行の基準を維持して支援する。組合運営サポート事業については、第1期が3年度で終了し、第2期は第1期の枠組みを維持しつつ、その評価を踏まえて、サポート対象組合の健康課題に則したサポートメニューを提供する。4年度政府予算において、現行の枠組みで「保険者機能強化支援補助金」が確保された場合は、緊急支援助成金を継続する。また、5年度以降の交付金については、新型コロナの影響や協会けんぽの動向、制度改正による健保組合の状況変化、4年度以降の組合財政支援の交付見通し等を踏まえて検討していくこととする。

事業配分については、交付見込額や積立金、拠出金や高額医療交付金の見通し等を踏まえ、平成28年度から実施している配分変更（高額医療交付金1.0%→1.1%、組合財政支援交付金0.3%→0.2%）を令和4年度も継続することとした。

高額医療交付金については、平成30年度から継続している組合財政支援交付金の積立金を活用した交付率低下への対応は、令和3年度をもって終了し、4年度以降は従来の拠出金のみ（積立金なし）の対応となるため、4年度事業分から交付基準等を見直すことが3年7月総会決定された。これを受けて、4年度は見直し後の交付基準等（交付基準額：一般疾病150万円・特定疾病100万円、交付対象額1/2部分の上限：500万円、交付率

100%部分の下限 500 万円) で実施する。

## (2) 交付金交付事業の的確な運用

### ①高額医療給付に関する交付金

令和 4 年度事業分より交付基準額等を見直し、4 年度事業対象レセプトは、一般疾病の交付基準は 150 万円超、特定疾病の交付基準は 100 万円超とする。単年度の収入規模（千分の 1.1 相当）の範囲内での交付とし、交付率を乗じる。ただし、500 万円超のレセプトは 500 万円を超える部分は交付率 100%とする。

### ②組合財政支援交付金交付事業について

組合財政支援交付金については、令和 3 年度と同様に審査・ヒヤリングを実施し、事業運営努力や財政改善に向けた対応等を促進しながら、引き続き健保組合への財政支援を実施する。

交付基準については、▽当該年度 4 月 1 日現在の保険料率が当該年度協会けんぽ平均保険料率（100%）以上、▽法定給付費等所要保険料率が 96%超、▽当該年度末の保有資産（準備金、別途積立金、繰越金等）が政令で定める準備金相当（保険給付費 2 か月相当 + 高齢者納付金等 1 か月相当）の 150%未満（ただし、基準以上控除方式を導入）——により実施する。

## (3) 組合運営サポート事業の実施

組合運営サポート事業については、令和元年度から 3 年度の第 1 期に引き続き、財政が苦しい中で保険者機能を発揮できない等の組合に対して、「組合運営サポート事業・実施方針」に基づき、▽特定保健指導の実施率向上対策、▽被扶養者向け特定健診の受診率向上対策、▽ICT を活用した情報提供事業の実施——の 3 つのテーマを柱としたサポートメニューを提供し、保険者機能・運営基盤の強化を図る。

サポート対象は、▽保険料率（一般+調整）が 95%以上、▽法定給付費等所要保険料率が 90%超、▽保有資産が 300%相当額未満——の全てに該当する組合とする。

元年度から 3 年度の第 1 期は、元年度に実施した 11 のサポートメニューを継続・拡充しつつ、「前期高齢者対策（生活習慣病等の重症化予防）」のメニュー追加、前期高齢者対策（生活習慣病等の重症化予防）の対象年齢（55 歳～64 歳→50 歳～64 歳）の拡大による重症化予防強化など、組合運営サポート事業の充実・強化を図った。

第 2 期の初年度となる 4 年度は、第 1 期の評価を踏まえて、各メニューを提供する方針のもと、第 1 期のメニューの変更等を実施する。具体的には▽「個別コンサルティング」の対象組合の拡大に伴う委託業者の変更、▽「遠隔特定保健指導」の実施人数拡大に向けた委託業者の変更、▽被扶養者の受診率向上を目指した「被扶養者向け施設型」の新たな実施（これに伴い「被扶養者向けイベント健診」の廃止）、▽40 歳未満の保健指導を盛り込んだ「健康管理アプリ」の提供（これに伴い「健康管理 WEB サービス」の廃止）——を第 2 期から実施してサポート事業の強化・充実を図ることとする。



上記にあわせ、中長期的な保健事業の基盤強化を見据え、対象組合からの相談体制を継続させるとともに、データ分析・コラボヘルス・特定保健指導といった実務的な課題解決への支援を継続実施する。

#### (4) 円滑な組合事業運営に向けた支援

##### ①各種研修会等の継続実施

新任常務理事、新任事務長に対しては、事業運営にあたっての心構えや基礎的な知識の習得を図ることはもちろんのこと、現行のカリキュラムにとらわれず、現状のニーズに合致したカリキュラムも導入するとともに、情報交換の場を提供し、横のつながりを強化する。

中堅職員については、実務講座と演習による実践的な知識が習得できるように、新任職員については基礎講座により組合実務の基本的な知識が習得できるように、それぞれ支援する。

また、イントラネットと YouTube 双方で利用可能な「内部研修用資料」のコンテンツを充実させることにより、効果的に組合役職員等のスキルアップ等を図っていく。

##### ②健保組合実務等に関する相談への対応と情報提供等の支援

組合実務経験者（相談員）による実務支援体制を維持しながら、健保組合の運営や実務に関する照会・相談に対応し、組合実務に役立つ情報（制度改正の解説等）を、イントラネットを通じて提供する。実務支援体制については、健保組合のニーズや業務の効率化等の観点から、見直しを検討する。

また、必要に応じて健保組合内の研修用動画を作成しイントラネットで提供するほか、都道府県連合会等が開催する実務研修会等への講師派遣依頼についても対応する。

さらに、健保組合の設立相談等にも適切に対応していく。

##### ③健保連で作成する規約・規程例、健保組合実務に役立つ基本テキスト、マニュアル等について、法改正や厚労省の通知等を踏まえ、適宜改訂し、イントラネットを通じて健保組合に提供する。

##### ④健保組合予算編成への対応

健保組合の予算編成に向け、厚生労働省から発出される通知等の情報収集を行うとともに、それをもとに予算編成に関する資料を作成し、健保組合に提供する。また、事務講習会については、例年と同様、各地域での開催を主体とするが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、本部における説明用動画の作成・配信も検討する。

## 7. ICT化に関する対応

社会保険手続きの業務効率化に向けた電子申請やオンライン資格確認が開始されているが、今後はオンライン資格確認等システムを基盤とした様々な国の ICT 施策が予定されている。健保組合における日常業務のあり方が変化していく中で、円滑な実施に向け

て、関係府省担当部門への課題等の提起・調整を行うとともに、イントラネット等を通じて健保組合に情報提供する。

オンライン資格確認については、医療機関等での普及を強く求めていくとともに、オンライン資格確認における保険者の最大のメリットとなるレセプトの振替・分割が確実に行われるよう、厚労省および支払基金に運用状況を確認していく。

また、政府が進めているオンライン資格確認等システムの基盤を活用した施策については、健保組合への影響を十分に注視し、関係審議会等で我々の主張を展開していく。

事業主からの健保組合に対する電子申請については、引き続き健保連が契約窓口となり、健保組合における受理環境の整備を行うほか、健保組合からの問い合わせの一次窓口を担っていく。

また、事業主が電子申請を行うためには、健保組合向けマイナポータル申請対応の人事・給与システムを利用する必要があることから、引き続き、厚生労働省に対しシステム事業者への働きかけを強く求めるとともに、システム事業者団体を通じて、事業主に対するマイナポータルを通じた健保組合への電子申請の促進について、働きかけを行っていく。

なお、ICT 関連の施策、運用に関する研修、説明会については、新型コロナの感染状況を考慮するとともに、運用の整理途上で取り扱いの変化が生じること、また全健保組合を対象とした取り扱いとなること等から、逐次、取り扱いの周知が可能であり、健保組合役職員がいつでも繰り返し視聴できる動画による提供を行う等、情報発信について工夫していく。

## 8. 組織強化の推進と効率的な事業運営

### (1) 健康保険組合全国大会の開催

令和3年6月の医療保険制度改革関連法成立後に積み残された課題への対応や、団塊の世代全員が後期高齢者となる「2025年」に向けた健保組合・健保連の主張、要求の実現を目指し、会員組合の団結を強めるとともに、健保組合関係者の総意を結集して主張、要求を強くアピールするための全国大会を開催する。

ただし、全国大会は全国から4000人規模の関係者が参集するため、新型コロナの感染状況を見極めて開催の可否を慎重に判断する。開催する場合は、令和3年度と同様に感染防止対策を徹底したうえで、感染状況に応じて参加者の規模と開催時間の縮小、オンライン配信との組み合わせなどを検討する。

### (2) 本部既存事業の見直しと事業運営の効率化

既存事業の見直しと一層の効率化に努める。特に会員組合のニーズが高い事業への重点化と、費用対効果を十分に考慮する。

### (3) 健保連本部・支部の連携による組織活動の強化

健保連本部と支部の連携による組織活動を強化し、次の事項を中心に推進する。

①健保組合と健保連本部・支部との連帯強化に向けた対応

健保組合、健保連本部支部間のコミュニケーションをより深めるため、本部部・室長職の地区別担当制とマネージャー職による地区担当の補佐を一層活用し、迅速な情報の収集・提供のほか、各事業の方針や施策、内容の十分な説明にも努め、連帯の強化を図る。

②地域懇談会の開催

本部と各地域の会員組合・健保連支部間の「共通認識を深めるとともに、より緊密な意思疎通を図ること」を目的に、新型コロナの感染状況を見極めたうえで地域懇談会を開催（支部共催）する。開催できない場合は、ウェブ会議形式の「地域意見交換会」を実施する。

③都道府県連合会役職員会議の開催

都道府県連合会事務局長等会議を通じて意見や情報を交換し、本部と支部との意思疎通を綿密に図り、より強力かつ的確な組織活動につなげる。

また、情勢の変化に即応した活動を展開するため、必要に応じて都道府県連合会長会議も開催する。

なお、事務局長等会議、連合会長会議いずれも新型コロナの感染状況を見極めて開催の可否を判断する。開催できない場合は、ウェブ会議形式による実施を検討する。

④要請活動の強化

本会の主張を実現するため、全国健康保険協会や経団連、日本商工会議所、連合など被用者保険関係団体との連携を含め、関係各方面に対する要請活動を強化する。

⑤組織体制の強化

各地域の実情に応じた都道府県連合会のあり方について、一部地域を対象に実施したパイロットスタディの結果などを踏まえ、横展開を図るとともに、本部の支援・サポート体制などを引き続き検討する。

(4) 都道府県連合会助成金等による支部への支援強化

「設置助成金」により、都道府県連合会の円滑な運営、基本的業務の遂行を支援する。また、各地域の都道府県連合会間の連携強化を目的とする情報連絡体制の整備（会議開催）を助成する「情報連絡等推進助成金」、都道府県連合会が開催する予算編成事務講習会の運営経費を助成する「予算編成事務講習会助成金」による財政支援を引き続き実施する。

なお、助成金については、活用状況や見直し・増額の効果検証などを踏まえ、必要に応じてさらなる見直しを検討する。

(5) 情報セキュリティ管理体制の円滑な運営

引き続き、情報セキュリティポリシーに基づいた管理・運営を行い、あわせて外部による監査を実施する。また、万全な情報セキュリティが確保できるよう、監査での指摘事項

等も踏まえて、適宜見直しを図っていく。

(6) クラウドサービス等を活用した健保連ネットワークの拡張

BCP（事業継続計画）の一環として、令和2～3年度において、「健保連共有サーバ」および「イントラネットサーバ」のクラウド化を実施し、健保連ネットワークを構築した。

令和4年度においては、ネットワークの拡張として、メールサーバや組織内情報共有ツールなどについても、クラウド化を行う。

これにより健保連本部や主要連合会が被災した場合にあっても、情報作成（健保連共有サーバ）、情報提供（イントラネットサーバ）、内外連絡手段（組織内情報共有ツールおよびメールサーバ）の各機能を停止することなく、会員組合サービスの早期再開が可能となる。

(7) 本部職員の人材の育成

健康保険制度を取り巻く環境の変化や会員組合からの多様なニーズに健保連本部が的確に対応していけるよう、職員の人材の育成を強化する。

(8) 監事による監査の指摘事項への確実な対応

引き続き監査の指摘事項への迅速かつ着実な対応を図る。

(9) 健保連本部施設に関する対応

本部施設の再構築に向けて、事業委託会社（東京建物株式会社）と具体的な準備作業を実施する。併せて、新本部ビル（東京都渋谷区千駄ヶ谷）竣工（2025年3月末予定）までの間、本部を仮移転する必要があることから、遅滞なく適切な対応を図る。

(10) その他

コロナ禍にあっても健保組合の社会的役割・存在価値の向上を図り、会員組織の強化につながるよう職域の強みを生かせる取り組みについて検討する。また、健保組合等が実施するコロナワクチン職域接種のための情報収集・サポート等についても検討し、適宜対応する。